

技術科実践実技塾 定款

第1条（目的）

次代を担う技術科教員を養成することを目的とし、実技を実践し互いの技術向上を目標とし中学校技術科の実習レベルの向上を目指すための活動を行うことを目的とする。

第2条（名称）

この塾の名称を以下のとおりとする。

技術科実践実技塾

第3条（事業）

- (1) 次代の中学校技術科教員を目指す若者への実技指導事業
- (2) 中学校技術科の実技授業向上に伴う支援事業
- (3) 中学校技術科の実技授業向上に伴う広報事業
- (4) 中学校技術科室設備支援コンサルタント事業
- (5) 中学校技術科教員向け情報サービス事業
- (6) 乗車型模型製作支援事業
- (7) 中学校・高等学校ものづくクラブ支援事業
- (8) 前各号に附帯する一切の事業

第3条（事務局所在地）

この塾は事務局を以下に置く。

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-37 芝学園内

第4条（会員）

中学校技術科の実技授業向上を目指し行動する

技術科・工業科教員関係者 教材提供者であることを参加の条件とする。

第5条（役員）

この塾に以下の役員を置く。

代表1名

副代表1名

会計1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は2013年12月31日までとする。

第7条（代表）

代表は塾を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条（運営）

おおむね年回の事業報告会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（会計）

本塾の会計は法人でない社団事業として計上されるものとする。

本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第10条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 寺西幸人

副代表 石塚千鶴

会計 磯貝 健

2. この規約は2013年1月7日から適用する。

2014年1月13日 役員改選

代表 寺西幸人

副代表 石塚千鶴

会計 磯貝 健

2015年1月12日 役員改選

代表 寺西幸人

副代表 石塚千鶴

会計 磯貝 健